

# 千葉市歩行空間のベンチ設置計画

平成 31 年 4 月

千葉市

## 目次

### 本計画の目的

|        |                      |    |
|--------|----------------------|----|
| 第1章    | ベンチ設置の推進に関する方針 ..... | 2  |
| 1      | ベンチ設置の現状             |    |
| 2      | ベンチの必要性              |    |
| 第2章    | ベンチ設置対象箇所 .....      | 6  |
| 第3章    | ベンチ設置の基準 .....       | 9  |
| 1      | ベンチ設置の基準             |    |
| 2      | ベンチ設置の標準図            |    |
| 3      | ベンチの仕様               |    |
| 第4章    | 民間活力の導入 .....        | 15 |
| 1      | ベンチの寄贈               |    |
| 2      | 広告掲載                 |    |
| 3      | 日常におけるベンチの維持管理       |    |
| 第5章    | 計画の更新 .....          | 16 |
| (参考資料) | .....                | 17 |

## 本計画の目的

---

千葉市では、誰もが自由に行動し、快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザインの考え方のもと、あらゆる人の利用を念頭に置いた安全・安心で快適な道路環境づくりを目指しています。

現在は、歩道上のバリア（障害）を取り除く、安全・安心に重点を置いたバリアフリー整備を優先して行っていますが、今後は、道路を利用する人の快適性、利便性の向上や超高齢社会への対応の一つとして「憩い、集い、語らい」の場の提供のため、ベンチの設置に取り組んでいきます。

そこで、この取組みを推進するため、設置の基準や目標を定めた「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」を策定し、道路管理者によるベンチ設置のほか、ベンチの寄贈や広告付きベンチなどにより、民間の活力を活かすことでベンチの普及を促し、道路利用者に快適な空間を提供するとともに、高齢者や障害者にも優しいまちづくりの形成を目指します。

# 第1章 ベンチ設置の推進に関する方針

---

## 1 ベンチ設置の現状

千葉市では、あらゆる人の利用を念頭に置いた道路環境づくりを目指すため、平成15年度に道路特定事業計画※<sub>1</sub>を策定し、重点整備地区内※<sub>2</sub>の生活関連経路※<sub>3</sub>において、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー整備を進め、平成31年3月末時点で、計画延長約72kmに対し、87%にあたる約63kmが整備済みとなっています。

しかしながら、バリアフリー整備の項目である駅前広場や歩道の歩行空間へのベンチ（以下、「ベンチ」という。）の設置については、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置を優先して実施してきたことから、駅前広場などの一部の場所への設置にとどまっているのが現状です。

### ※1 道路特定事業計画

千葉市バリアフリー基本構想において、重点整備地区に位置づけた、生活関連経路について、バリアフリー整備事業を実施するための整備方針や整備基準等を定めたもの。

### ※2 重点整備地区…以下の要件に該当する地区。

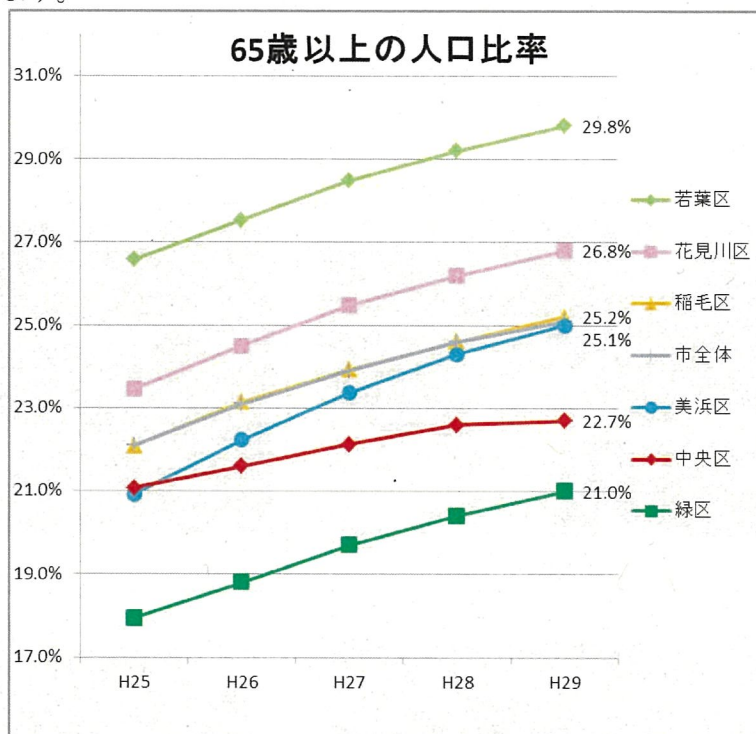
- ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区。
- ③当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区。

### ※3 生活関連経路

生活関連施設（駅や公共施設等）相互間の経路（道路や通路等）

## (1) 高齢化率の推移

本市の高齢化は、平成 25 年から 29 年の 5 年間に於いて、年々進んでおり、29 年には、市全体での 65 歳以上の高齢者の人口比率が 25%以上となっていることが下記のグラフから分かります。

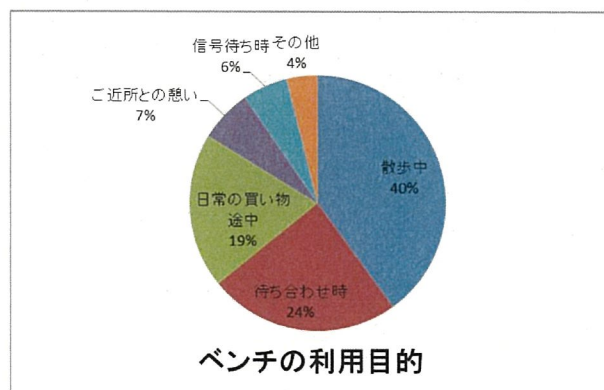


※ WHO（世界保健機構）や国連の定義によると、65 歳以上の割合が 7%超で「高齢化社会」、14%超で「高齢社会」、21%超で「超高齢社会」とされている。

## (2) 市民のベンチに対する意識

ベンチの利用について、市が実施したWEBアンケートによると、回答者の半数以上である 334 人が「ベンチがあれば利用する」と回答し、その利用目的としては、散歩中の休憩や待ち合わせ時、日常の買い物途中など様々なニーズにより利用されることが下のグラフから確認できます。

また、近年、駅前広場内のバス停留所へのベンチ設置要望が多く聞かれるようになっています。



## 2 ベンチの必要性

市は、道路特定事業計画に基づき、駅前広場や歩道部におけるバリアフリー整備を行っており、主要な駅から公共施設等への移動の円滑化を図っています。

これらの整備が進み、歩行者の移動の円滑化が向上しているなか、「誰にでも優しい」ユニバーサルデザインの理念のもと、また、高齢者や障害者等が活動しやすい環境となるよう、ベンチは、歩行空間に必要な施設と考えています。

### ベンチの設置例



(交差点部)



(歩道部)



(駅前広場)



(駅前広場)

### 3 ベンチ設置の考え方

ベンチの設置にあたっては、高齢者や障害者が活動しやすい環境づくりだけではなく、憩い・集い・語らいなど、地域住民のコミュニケーションの場や自然とのふれあいの場として利用されることも想定しています。ベンチを安全で快適に利用してもらうためには、歩行空間を確保しつつ、安全などに配慮し、設置場所を決定する必要があるため、下記のとおり推進の考え方を定めました。

#### 【ベンチ設置の対象箇所と整備目標】

以下の考え方を基に、ベンチ設置を推進します。

##### ①駅前広場の利便性向上【駅前広場】

駅前広場は、都市の広場機能や交通結節点機能等を有していることから、道路利用者の利便性やバス待ち環境の向上を目的とし、市が積極的にベンチ設置を推進します。

(短期計画：2019~2021年度の3箇年)

##### ②主要な駅から公共施設等へ向かう歩道上の休憩施設の充実【生活関連経路】

主要な駅から目的とする公共施設等まで、歩いて移動する途中での休憩を目的にベンチを設置するため、生活関連経路の歩道及び交差点において、市が設置を行うほか、企業などから積極的に寄贈を受け入れることでベンチの普及を目指します。

(第4章民間活力の導入を参照)

(短期計画：2019~2023年度の5箇年程度)

(中期計画：2024~2026年度の3箇年程度)

##### ③地域に密着したベンチの普及【その他の道路】

①・②に該当しない箇所におけるベンチの設置は、地域の活性化や賑わい創出等のため、企業等の寄贈によりベンチの普及を目指します。(第4章民間活力の導入を参照)

(長期計画：2019~ )

※ベンチは、管理者を明確にするため、原則、市又は寄贈による設置とします。

※生活関連経路の短期計画は、駅及び生活関連施設の直近及び経路上の中間地点へ設置することとします。

※生活関連経路の中期計画は、短期計画以外のベンチを設置することとします。

#### <バス停留所へのベンチ設置に関する考え方>

駅前広場は、都市の広場機能や交通結節点機能を有し、特に公共性が高い歩行空間であることや駅前広場の機能の向上及び超高齢社会への対応が急務となっていることから、駅前広場のバス停留所への設置については、道路利用者の利便性に資する施設として、市が実施することとします。

その他のバス停留所へのベンチについては、バス利用者の利便性向上施設であり、バス事業者等が実施することとなるため、本計画の対象外とします。

## 第2章 ベンチ設置対象箇所

### ① 駅前広場

ベンチは、市内のJR・京成・モノレール全ての駅前広場のバス停留所を対象とし、バス停留所1箇所毎にベンチ1基を設置します。ベンチ設置基数は下表のとおりですが、設置にあたっては、利便性の向上を目的としていることから、歩行者動線の確保等を考慮し、バス事業者などの関係機関と調整のうえ設置を行います。

なお、調整の結果、歩行者動線の阻害等により、利便性の低下につながると判断された箇所は、設置を行わないものとします。

| 対象となる駅前広場                                | 駅前広場数 | 計画基数 |
|--|-------|------|
| JR／京成幕張本郷                                | 1     | 8    |
| JR新検見川                                   | 1     | 5    |
| JR稲毛                                     | 2     | 15   |
| JR西千葉                                    | 2     | 6    |
| JR千葉                                     | 3     | 21   |
| JR蘇我                                     | 2     | 6    |
| JR浜野                                     | 1     | 2    |
| JR鎌取                                     | 2     | 8    |
| JR誉田                                     | 2     | 4    |
| JR土気                                     | 2     | 7    |
| JR海浜幕張                                   | 2     | 5    |
| JR検見川浜                                   | 1     | 5    |
| JR稲毛海岸                                   | 2     | 8    |
| JR／モノレール千葉みなと                            | 2     | 7    |
| JR／モノレール都賀                               | 2     | 7    |
| 京成電鉄千葉寺                                  | 1     | 1    |
| 京成電鉄学園前                                  | 1     | 1    |
| 京成電鉄おゆみ野                                 | 2     | 2    |
| モノレールスポーツセンター                            | 1     | 2    |
| モノレール千城台                                 | 1     | 2    |
| ベンチ設置対象駅数：23駅<br>駅前広場数：33広場<br>計画基数：122基 |       |      |

表-1 ベンチ設置対象駅と計画

※区画整理による事業中の駅前広場においては、事業にあわせ設置を検討します。

※駅前広場以外のバス停留所へのベンチの設置は本計画の対象外とします。



## ② 生活関連経路

重点整備地区内の生活関連経路のうち、歩道幅員の基準等を満たす路線において、住宅地や他の公共施設を考慮のうえ、原則 200m 間隔で設置を行います。

なお、設置にあたっては、周辺住民や自治会等との調整を実施し位置等を決定します。

| 重点整備地区名         | 計画基数 |
|-----------------|------|
| JR/京成幕張本郷地区     | 1    |
| JR/京成幕張地区       | 16   |
| JR/京成稲毛地区       | 11   |
| JR 西千葉 京成みどり台地区 | 8    |
| 千葉都心地区          | 113  |
| JR 蘇我地区         | 59   |
| JR 鎌取地区         | 9    |
| JR 誉田地区         | 10   |
| JR 土気地区         | 17   |
| JR 検見川浜地区       | 73   |
| JR 稲毛海岸地区       | 12   |
| モノレール千城台地区      | 14   |
| 市立青葉病院周辺地区      | 22   |
| 合計              | 365  |

※重点整備地区及び生活関連経路については、「バリアフリー基本構想」により、ご確認ください。

※生活関連経路上への寄贈をご検討いただける場合は、ベンチ設置箇所の詳細について、各土木事務所にご確認ください。

|             |       |          |
|-------------|-------|----------|
| 中央・美浜土木事務所  | 維持建設課 | 232-1153 |
| 花見川・稲毛土木事務所 | 維持建設課 | 257-8842 |
| 若葉土木事務所     | 維持建設課 | 306-0396 |
| 緑土木事務所      | 維持建設課 | 291-4964 |

### ③ その他の道路

「①駅前広場」や「②生活関連経路」に該当しない箇所については、広告付きベンチの寄贈や企業等からの寄贈などにより、ベンチの普及を目指します。ベンチの設置位置は、地元などの設置者が必要とする場所への設置を原則としますが、歩道の有効幅員等の基準があるため、基準の範囲内での許可・承認を行います。

【参考】箇所別早見表

| 箇所               | 整備主体           | 整備内容                             | 整備副主体       | 民間活力<br>(広告の掲載) |
|------------------|----------------|----------------------------------|-------------|-----------------|
| 駅前広場             | 道路管理者          | バス停留所 1箇所毎に<br>1基設置              | 企業<br>町内自治会 | ○               |
| 生活関連経路           | 道路管理者          | 概ね 200m毎に 1基設置<br>(交差点は道路管理者が設置) | 企業<br>町内自治会 | ○               |
| 駅前広場以外の<br>バス停留所 | バス事業者<br>(都市部) | —                                | 企業<br>町内自治会 | —               |
| バリアフリー経路<br>以外   | 企業<br>町内自治会    | —                                | —           | ○               |

※駅前広場以外のバス停留所へのベンチ設置については、バス利用者の利便性向上施設であり、バス事業者等が実施することとなるため、本計画の対象外とします。

## 第3章 ベンチ設置の基準

### 1 ベンチ設置の基準

ベンチの設置にあたっては、以下の基準により実施します。

#### ① 駅前広場

- ・ベンチは、市内の駅前広場のバス停留所1箇所毎に、1基設置します。  
なお、設置にあたっては、バス会社などの関係機関と調整のうえ行うこととし、歩行者動線が確保できない箇所については、設置しません。
- ・ベンチの設置位置は、視覚障害者誘導用ブロックから60cm離すものとします。
- ・ベンチ利用に際し、安全確保が必要な場合は、ベンチと車道の境に防護柵を設置します。
- ・バス停留所以外の広場空間へのベンチ設置は、要望や現地状況等から、設置の可否を判断します。
- ・ベンチの設置は市が行うものの、寄贈を拒むものではありません。

#### ② 生活関連経路

##### (歩道部)

- ・ベンチ設置の対象路線は、生活関連経路とします。
- ・ベンチの設置にあたっては、横断歩道及び車両乗り入れ部の端部から10m以上距離を離すものとします。
- ・ベンチが設置できる歩道の幅員は、有効幅員2.0m以上を確保するため、歩道幅員は3.5m以上とします。ただし、公開空地※<sub>1</sub>などにより歩行空間が将来的に確保されている場合はこの限りではありません。
- ・ベンチを設置する箇所における車道と歩道の境には、植樹帯又は防護柵などにより、安易に車道へ出られない構造とします。
- ・ベンチの設置間隔は、概ね200mを基本とし、必要に応じて100mまで短縮することができるものとします。
- ・ベンチ設置路線上に公園や公共施設等に休憩施設がある場合は、これをベンチとしてカウントします。
- ・寄贈の場合のベンチ設置間隔についても概ね200mを基本としますが、設置者の意向を反映することができるものとします。

※1 公開空地…不特定多数の人が日常利用することのできる民有の空地

#### (交差点部)

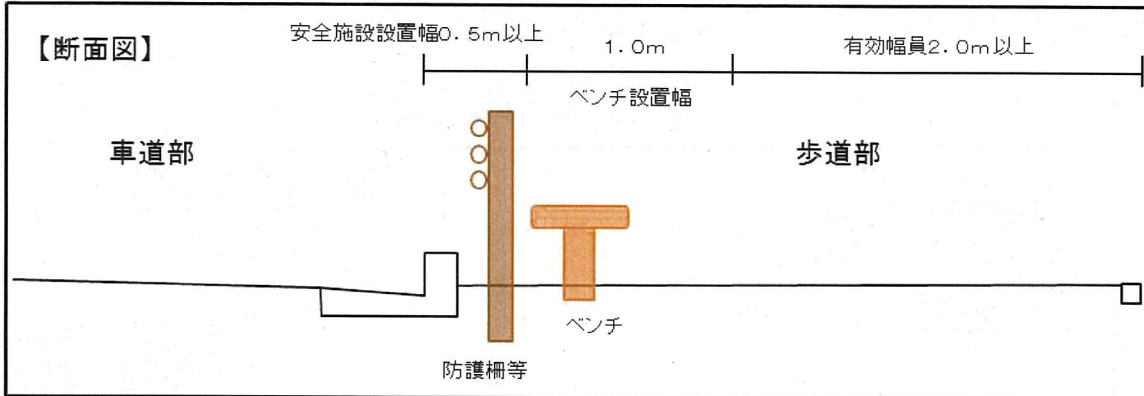
- ・生活関連経路上の交差点を対象とします。
- ・設置対象交差点は、横断距離が長いことや信号待ち時間の長い交差点において、荷物置き場や小休憩のため、1人用のベンチを設置します。対象としては、片側2車線以上の道路と片側1車線以上の道路とが交差する、信号機が設置してある交差点とします。
- ・ベンチの設置位置は、横断歩道部の延長上を避けた位置とします。
- ・交差点へのベンチ設置については、ベンチ利用者の安全を考慮した位置に市が設置します。

### ③ その他の道路

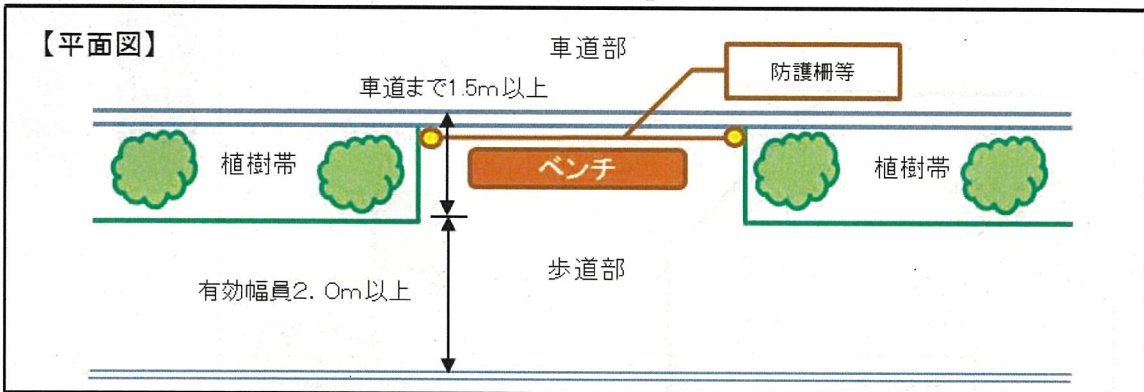
- ・ベンチの設置にあたっては、②生活関連経路の(歩道部)の基準と同様としますが、地域住民の意向を踏まえ、設置間隔について、協議により決定できるものとします。
- ・ベンチの設置にあたり、必要に応じて、市は安全対策を行います。

## 2 ベンチ設置の標準図

### 【歩道の幅員の考え方】

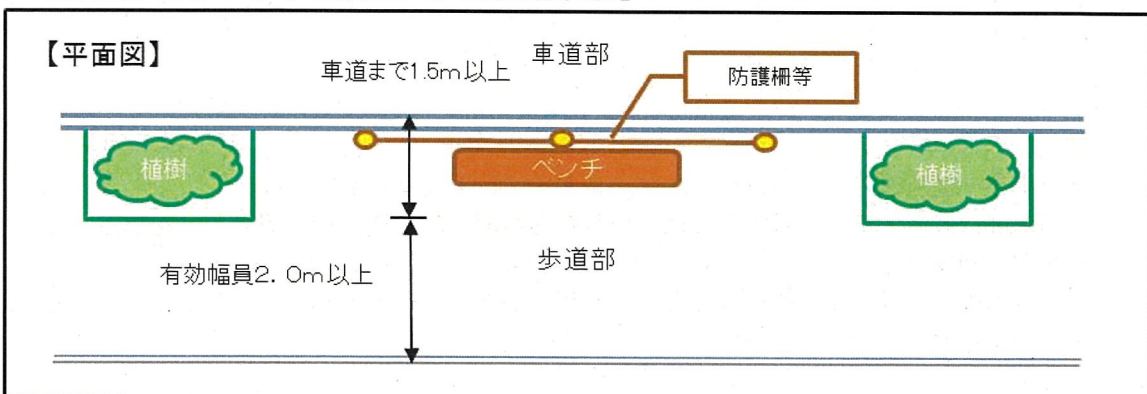


### 【植樹帯を撤去しベンチを設置する場合の設置例】



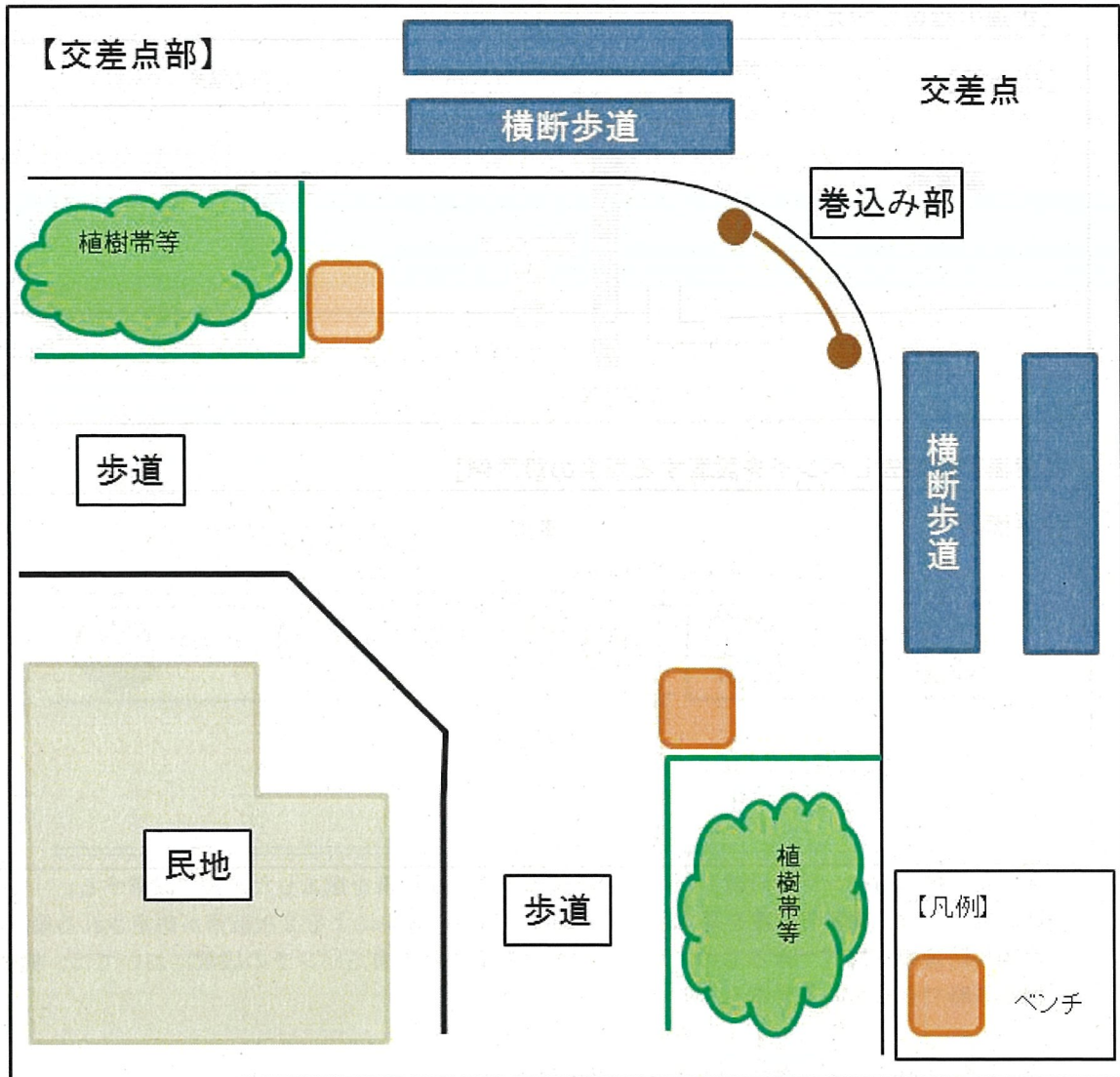
- ※植樹帯を撤去しベンチを設置した場合の防護柵等は、植樹帯を撤去した延長で設置する。
- ※防護柵等とは、横断防止柵を基本とし、車両の歩道への逸脱による2次被害が想定される箇所には、車両用防護柵を設置できるものとする。なお、背もたれの有るベンチの設置においては、横断防止柵を省略できるものとする。

### 【植樹帯の間にベンチを設置する場合の設置例】



- ※防護柵等の長さは、ベンチの端部から各1m程度とする。
- ※防護柵等とは、横断防止柵を基本とし、車両の歩道への逸脱による2次被害が想定される箇所には、車両用防護柵を設置できるものとする。なお、背もたれの有るベンチの設置においては、横断防止柵を省略できるものとする。

【交差点部の設置位置】



(補足)

- ・横断歩道一箇所に対し、ベンチ（スツールタイプ）1基を基本とする。
- ・交差点部に設置するベンチの目的は、信号待ち時間の小休憩、荷物置きなどを想定しており、長時間の利用を想定していないため、2人掛け以上のベンチは設置しないものとする。
- ・交差点内の歩道部に電柱や信号機などの占用物があり、ベンチを設置することで、歩行空間を阻害する場合は、設置を行わない。

### 3 ベンチの仕様

ベンチの仕様は、下記を標準とする。

#### (共通)

- ・2又は3人掛けのベンチには、利用者一人一人を区分する肘掛けを設けるものとします。
- ・座面、背もたれは、耐久性・防火性のある素材とし、外観は擬木とします。
- ・ベンチの背もたれの有無は、歩道の幅員、路線ごとの景観や特性等を考慮し判断します。  
なお、駅前広場のバス停留所に設置するベンチは、原則、背もたれを有しないものとします。
- ・生産物賠償責任保険に加入しているものとします。

#### (駅前広場)

- ・ベンチは2又は3人掛け、背もたれなしを基本とします。
- ・ベンチの基礎は、埋め込み式、固定式又は据置式とします。
- ・駅前広場において、歩行者動線の確保が困難な場合等については、サポータータイプを採用することができるものとします。

#### (歩道)

- ・ベンチは2又は3人掛けを基本とします。
- ・背もたれなしのベンチの基礎は、埋め込み式、固定式又は据置式とし、背もたれを有するベンチの基礎は、埋め込み式又は固定式とします。

#### (交差点)

- ・1人利用のスツールタイプで、基礎は固定式とし、天端は平らな構造とします。

ベンチのイメージ (参考)

| イメージ写真  | 規格等  | 主な設置場所                    |
|---|--|---------------------------|
|    | <p>2人掛け<br/>背もたれなし<br/>肘掛付き<br/>据置式</p>    | <p>駅前広場<br/>生活関連経路の歩道</p> |
|   | <p>サポータータイプ<br/>埋め込み式</p>                  | <p>駅前広場<br/>生活関連経路の歩道</p> |
|  | <p>2人掛け<br/>背もたれあり<br/>肘掛付き<br/>埋め込み式</p>  | <p>生活関連経路の歩道</p>          |
|  | <p>スツールタイプ<br/>1人掛け<br/>背もたれなし<br/>固定式</p> | <p>生活関連経路の交差点</p>         |



## 第4章 民間活力の導入

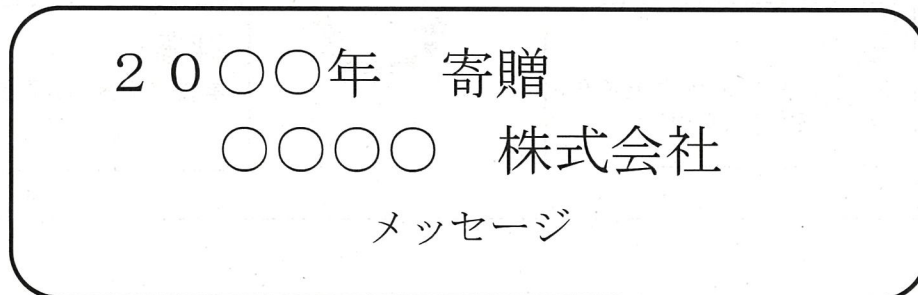
### 1 ベンチの寄贈

本計画書に示す歩道の幅員等の基準を満たす場所には、千葉市広告掲載基準第4条各号に定める業種を営むもの及び同基準第5条各号に定める内容に類推される又は関連性のある団体を除き、ベンチを寄贈していただくことができます。寄贈していただいたベンチには、社会貢献等へのPRやメッセージを刻んだネームプレートの設置を行うことができます。

(ネームプレート)

- ・ネームプレートは、150mm×50mmを超えない大きさとしします。
- ・ネームプレートには個人名または団体名や企業名を刻むことができます。ただし、千葉市広告掲載基準第4条各号に定める業種を営むものの名前又は事業者名及び同基準第5条各号に定める内容に類推される又は関連性のある団体及び団体名は、表示をしないこととしします。
- ・寄贈していただいたベンチ及びネームプレートは、老朽化等により、市が必要と認めた場合は、撤去を行う場合があります。
- ・ベンチを寄贈していただく場合は、ベンチの構造、設置位置等について、管轄の土木事務所へご相談ください。

<寄贈のネームプレートの例>



※メッセージの例・・・私たちは、外出支援やにぎわいづくりを応援します。

### 2 広告掲載

広告付きベンチの寄贈、既存ベンチへの広告掲載ができます。

ベンチの寄贈について土木事務所、広告の掲載については都市景観デザイン室に申請が必要となります。

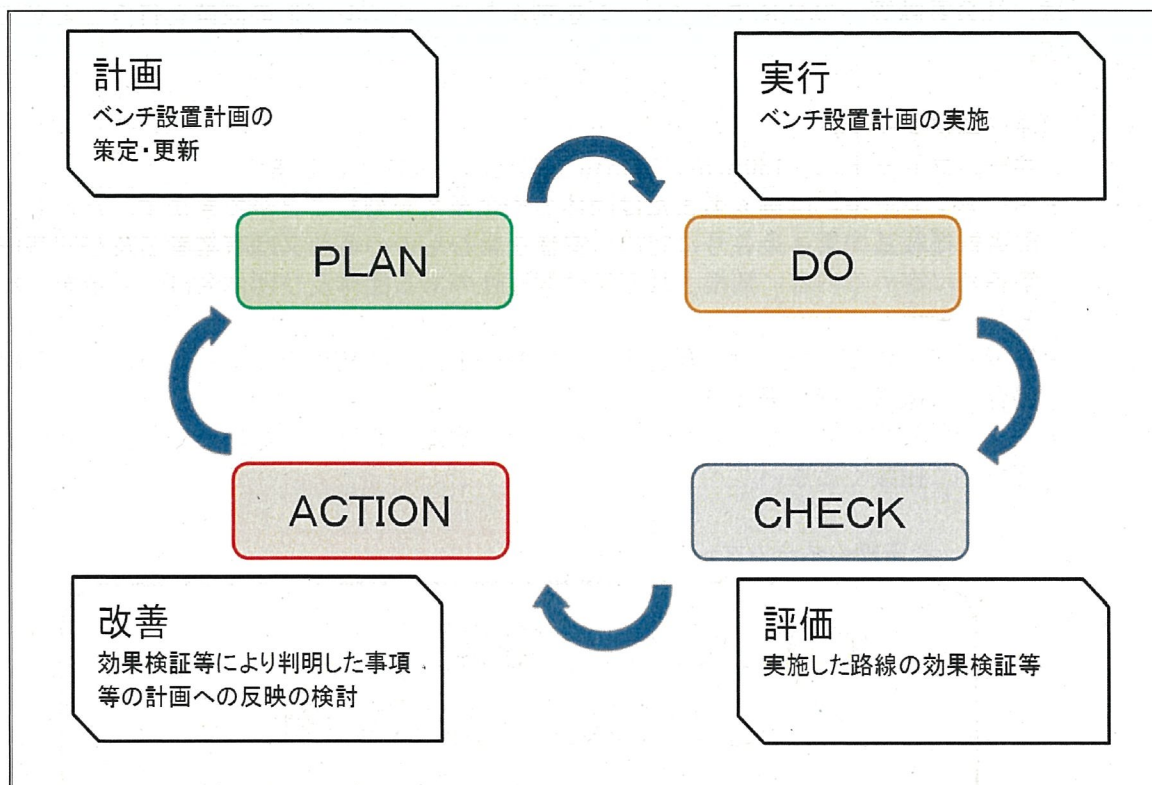
なお、広告を掲載した場合は、申請者に日常のベンチの管理をしていただきます。

### 3 日常におけるベンチの維持管理

本計画では、市内広域にわたりベンチの設置を行いますが、ベンチの良好な状態を保つため、設置後の維持管理について、日常の清掃など、バス事業者などの協力を得ながら、行っていくよう調整します。

## 第5章 計画の更新

市民のニーズに合わせた整備を行うため、本計画を適宜更新していくものとします。更新はP D C Aサイクルにより、整備後の効果測定（アンケート）等を参考に、より効果的な設置箇所の検討などを反映させます。



なお、効果検証（アンケート）は、ベンチ利用者への聞き取りや市が実施するWEBアンケートを活用し、利用者の意見を確認することとします。

## (参考資料)

### 1 社会実験

本計画策定にあたり、JR蘇我駅東・西口駅前広場で社会実験を実施し、その結果を踏まえ、ベンチの設置場所、設置の基準を定めました。

#### (1) 概要

計画の作成にあたり、駅前広場のベンチの利用状況を確認するため、蘇我駅東口・西口駅前広場のバス停留所のバス乗車口直近に設置を行い、バス停利用者に対し、アンケートを実施しました。

#### (2) ベンチ設置数

|             |         |                  |
|-------------|---------|------------------|
| ・西口駅前広場（海側） | 2人掛けベンチ | 1基（シェルター下のバス停留所） |
| ・東口駅前広場（山側） | 2人掛けベンチ | 2基（シェルター下のバス停留所） |
|             | 3人掛けベンチ | 1基（シェルターなしの広場）   |

#### (3) 設置日

平成30年12月18日（火）

#### (4) アンケート実施日と目的

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| ① 平成30年12月18日（火）～20日（木） | 設置直後の感想 |
| ② 平成31年 2月14日（木）        | 利用状況の確認 |

#### (5) 結果

| 質問                    | 回答      | ①の結果 | ②の結果 | 合計  |
|-----------------------|---------|------|------|-----|
| ベンチの必要性について           | ある方が良い  | 22人  | 27人  | 49人 |
|                       | なくても良い  | 1人   | 0人   | 1人  |
| ベンチ利用者はバス待ちの並び順に含まれるか | 含まれている  | 6人   | 13人  | 19人 |
|                       | 含まれていない | 14人  | 14人  | 28人 |
|                       | 分からない   | 3人   | 0人   | 3人  |



## 2 千葉市広告掲載基準（一部抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融の業種

(4) たばこ製造に関わる業種

(5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）

による再生・更生手続中の事業者

(8) 各種法令に違反している事業者

(9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者

千葉市歩行空間のベンチ設置計画

発行 平成 31 年 4 月

編集 〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市建設局土木部土木保全課

